

「PHRサービス提供に関わるガイドライン（第4版）」
ご意見に対する回答

ページ・行数	該当箇所	御意見	修正結果・回答
ガイドライン 79ページ・ 1886行	1. PHRサービス提供に関する事項 5) 本人の心身の安全と権利確保 一別添3：自治体の記載 自治体内での予算化もしくは中長期的に持続可能な収益化モデルを構築し、補助金に依存しない持続可能な運営を目指すこと。	下記の理由により可能であれば「事業設計をきちんと行うこと」という方向の文言に修正のご検討をお願いしたいと思います。 ・基本的に自治体側には収益を入れる財布がないため、大体において「収益化モデルを構築」は事業者側に求められることとなりますが、これは事業者としては全く別のビジネスを構築することと同義になると考えます。 困難と思いますが、あくまで「自治体が」収益化モデルを構築するべきであり、「補助金」だけでなく「事業者の努力」に依存しない持続可能な運営を目指すべきだと思います。 ・おそらく多くの自治体において、同じ事業を継続する場合は年々事業予算を削ることが求められていると思いますが、近年でいえば人件費の高騰や為替の影響もあり、事業者側での対応が困難なケースが多いと思います。 また、異動などによりヘルスケア事業に精通していない人が担当者になると、画一的なルールに則り事業費の削減を求めてくるケースもあります。 お金の出所がどうのということより、アウトカムの明確化や目標設定、成果の確認・分析ができていないのに事業費を減らす方向に主眼が置かれることの方が問題と感じます。 「補助金に依存しない持続可能な運営を目指す」はそもそも論であり、むしろ自らの自治体にとって必要なことであれば補助金を獲得してでも実施すべきだと思います。	ご提案を受けて表記を修正いたしました。
ガイドライン 40ページ・ 1063行	1. PHRサービス提供に関する事項 5) 本人の心身の安全と権利確保	その"考え方"として示された「雇用主体等による従業員等の健康管理」や、「本人が識別や意思表示に制限がある場合(子供や認知症等)の措置等」は、「本人の関与の元」でのパーソナルデータの第三者提供という「情報銀行」の大原則がありつつも、本人にとってのメリットの最大化を鑑みると、杓子定規にルールを規定するのが正しいのか？が、悩ましいところです。 恐らく、PHRに限らず、「教育」や「介護」「相続」等の領域・分野においても、同様の課題があるものと推察されます。 また、領域・分野毎に解釈や規律が異なってしまうのは、事業者はもとより生活者にとっても混乱が生じることが懸念されます。 「パーソナルデータの第三者流通・利活用」について、長年検討・推進してきた弊委員会においては、本人の心身の安全と権利確保に係るルールの望ましい姿について、継続検討しておりますので、しかるべき段階になった時、是非、意見交換をさせていただきたく存じます。	貴重なご意見ありがとうございます。今回、本文の改定までは行いませんが、しかるべき段階になった時に改めて意見交換をお願いいたします。
ガイドライン 71ページ・ 1770行	「良い広告に修正した例」について	「(良い広告に修正した例：このアプリのアドバイスに従う事で、健康な体を取り戻します。)」について、なお、問題となる恐れがあると考えます。 特段の条件なく「健康な体を取り戻します。」という表現を用いると「必ず取り戻せる」と読めるものであり、誇大広告となる恐れはないでしょうか。 ここについては「このアプリのアドバイスに従う事で、健康な体を取り戻せる可能性が高まります。」とではどうでしょうか。 ※上記意見は小職の個人のものであり、所属組織としての意見ではございません。	ご提案を受けて表記を修正いたしました。
ガイドライン 36ページ・ 964行目	【クラウドサービスを含む外部サービスの利用】 PHRサービス提供者は、PHRサービスを提供するに当たって、別の事業者が提供する外部サービスやIaaS、PaaS、BaaS等のクラウドサービスを利用することが考えられる。	(赤字部分の修正案) PHRサービス提供者は、PHRサービスを提供するに当たって、別の事業者が提供するIaaS、PaaS、BaaS等のクラウドサービスを含む外部サービスを利用することが考えられる。 (理由) タイトルが【クラウドサービスを含む外部サービスの利用】となっているため、それに準じるならば、外部サービスとクラウドサービスが並列ではなく、外部サービスにクラウドサービスが包含される記載の方が適切ではないかと考える。	ご提案を受けて表記を修正いたしました。
ガイドライン 79ページ・ 1869行目	なお、PHRサービスは多岐にわたるものであるため、特に都市企画や教育等、保健福祉部局外でPHRサービスに該当するものを取り扱う場合もあることに気をつける必要がある。	(赤字部分の修正案) PHRサービスは多岐にわたるものであるため、健康、医療、福祉政策等の部局以外においても、PHRサービスに該当するものを取り扱う場合もあることに気をつける必要がある。 (理由) "都市企画"は自治体の課名称では一般的ではないこと(企画課は一般的なイメージだが)、他にも教育委員会、DX課、子育て支援課などそれ以外で該当しそうな課を複数例示すると選択肢が多く、自治体によっても名称が統一化されていないため、わかりにくい。	ご提案のように修正いたしました。
ガイドライン 79ページ・ 1876行目	なお、これらの内容に関しては、可能な限り、仕様書として明確化をし、業者選定に際しても評価基準として用いることが望ましい。	一般論であるが、仕様書において、業務項目や納品物としてあらかじめ決めておくべき内容や、提案内容において、事業者選定にあたる要件や評価基準として考慮されるべき内容と、契約書において明記・整理すべき内容(例：権利関係など)は、ケースによって異なると考える。ガイドライン上は「これらの内容に関しては、可能な限り、仕様書として明確化をし、業者選定に際しても評価基準として用いることが望ましい」として取り扱われているが、本来であれば実態に沿って、明確化する段階を分けて整理すべきではないか。	ご提案を受けて表記を修正いたしました。

ガイドライン 79ページ・ 1874行目 80ページ・ 1924行目	【自治体がPHRサービスの運営主体となる場合】及び【事業者がPHRサービスの運営主体となる場合（自治体との協定等）】	運営主体として、責任を持つのはどちらかという観点だと理解しているが、どういったケース、基準で整理されているのか読む側にとってわかりにくい。どのような基準で区分しているのか、読み取れなかったため、P.79の冒頭にて定義を明確にした方がよいのではないかと。	脚注として、運営主体の説明文を追記いたしました。
ガイドライン 81ページ・ 1959行目	サービスの案内を送る等の推進事業と PHR サービス自体の提供の主体が異なる場合（例えば、キャッシュレス推進事業とキャッシュレス決済は主体が異なる）、その区別が分かるように工夫すること	前者は自治体、後者は民間事業者が主体となる趣旨だと推察するため、後者は「キャッシュレス決済サービス」が適切ではないかと。	ご提案のように修正いたしました。
ガイドライン		○体裁としてのコメント ・ P3の目次修正 ・ P20 (L.456) の「PHRサービス」⇒「PHRサービス提供者」 ・ P38 (L.1011) 「事例1」の数字が半角のため全角に修正 ・ P80 (L.1904) 改行を挿入	ご提案のように修正いたしました。
ガイドライン 14ページ・ 343行目	「PHRサービス」及び「医療情報システム」の定義	用語の定義において、「PHRサービス」に「（医療情報システムとして提供されるものを除く）」という記載が追記されており、また、「医療情報システム」については、「医療に関する患者情報（個人識別情報）を含む情報を扱うシステム」と定義されております。「PHRサービス」から除外される、「PHRサービスのうち、医療情報システムとして提供されるもの」とは、取り扱うデータや用途を含めどのようなサービスを想定されているのか、ガイドラインの読み手に伝わるよう、説明を追加する等の工夫をして頂いてはいかがでしょうか。	本記載「（医療情報システムとして提供されるものを除く）」については、初版（提言）より記載しておりました内容ではございますが、当ガイドラインの発展・拡充に伴い、「（医療情報システムとして提供されるものを除く）」という記載を削除の上で、全てのPHRサービスを対象とさせていただきます。 なお一部のPHRサービスについては3省2ガイドラインの対象であることも明記いたしました。
ガイドライン 20ページ・ 455-456行目	PHRサービスの提供に当たった基本理念の（9）継続的改善な改定が可能な体制の構築	修正箇所の「PHRサービス」は「PHRサービス提供者」の誤りでしょうか。あるいは本ガイドラインの遵守について記載しているのであればPSBA/PHRCを指して「PHRサービス事業者」とすべきでしょうか。	「PHRサービス提供者」が正しいため修正いたしました。
ガイドライン 81ページ・ 1944行目	事業者がPHRサービスの運営主体となる場合の「自治体として注意すべき点」	最後のボツに「可能な限り、自治体が運用主体となるPHRサービスに準じたサービスが提供されるようにすること」とあるが「運用」ではなく「運営」ではないでしょうか。またここで言う「準じた」が具体的に何を準じるべきなのかが不明瞭かと思えます。（例えばサービスの内容なのか責任の所在のかなど）	ご提案を受けて表記を修正いたしました。
ガイドライン 40ページ・ 1063行	1. PHRサービス提供に関する事項 5) 本人の心身の安全と権利確保 事例2	法定代理人の関与で、乳幼児等の本人同意の話がありました。通常は保護者になると思えます。我々の経験では、保護者自身の権利理解が不十分なケースもままあり、法定代理人がしっかり決まっている場合は良いですが、一般的には保護者なので、そこが若干懸念として感じられました。虐待等も経験するので、配慮があっても良いかと少し思いました。	「法定代理人」以外の者（例えば、「保護者」や「監護者」といった者）を記載したとしても、その者が果たして適切な権利理解を有している者が、という問題は依然として解消されないと考えます。 また、事理弁識能力や意思能力を欠く本人について、その法定代理人が定まっている場合は、法定代理人が本人に代わって同意を行うのが通常であり、保護者や監護者といった法的にも対象者の範囲が不明確な用語を用いることは却って混乱を招くのではないかと考えます。そこで、法定代理人を念頭に置つつその他の者も含み得る表現として、「法定代理人等」という代替案で記載させていただきました。
ガイドライン 40ページ・ 1063行	1. PHRサービス提供に関する事項 5) 本人の心身の安全と権利確保 事例2	従来は法定代理人がいれば通知・同意で良かったのですが、高齢者で後見制度に入っておらず法定代理人がない場合どうするか、といった問題があります。また新しい動きとして、今回は取り上げる必要はないと思えますが、後見制度改正が法制審議会で議論されており、国際的には後見人が代理権として何でもできるのはおかしいという話が出ています（障害者の権利）。いずれ、医療現場のように、少し判断能力が低下していても、親族が同席し、両方に説明し、本人も署名できる、といったように、本人への説明も必要という話に、近い将来移っていく可能性は留意しておいて良いと思えます。	同上です。
ガイドライン 55ページ・ 1314行	他の事業者・第三者へのデータ提供	推奨される事項に「改正次世代医療基盤法（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律）等の、法令によって定められた方法に従って第三者提供を行うこと」との記載があるが、法令によって定められた方法に従うことは推奨ではなく必須事項ではないか？	現行の表記のまま必須とすると、第三者提供を行うこと自体を必須とする意味にも取られかねないことから、文言を改めた上で、最低限遵守すべき事項とさせていただきます。
ガイドライン 40ページ・ 1063行	1. PHRサービス提供に関する事項 5) 本人の心身の安全と権利確保 事例2	「事理識別能力」よりも「事理弁識能力」の方が、法律用語としては一般的であると理解しています。私の不勉強であれば恐縮ですが、「事理識別能力」という用語がより適切であるという他の理由がなければ、「事理弁識能力」に修正いただいた方がよいかもしれません。	ご提案のように修正いたしました。